

平成29年度横浜市港湾整備事業費会計予算

平成29年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,969,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

平成29年2月14日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1,260,250
	1 使用料	1,260,250
2 財産収入		35,262
	1 財産運用収入	35,262
3 繰入金		4,104
	1 一般会計繰入金	4,104
4 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
5 諸収入		902,404
	1 貸付金元利収入	737,807
	2 雑収入	164,597
6 市債		21,717,100
	1 市債	21,717,100
歳 入 合 計		23,969,120

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 23,969,120
	1 管 理 費	1,302,252
	2 施 設 整 備 費	1,299,950
	3 山 下 ふ 頭 再 開 発 事 業 費	13,281,000
	4 港 湾 施 設 等 整 備 費 貸 付 金	7,052,100
	5 公 債 費	1,028,818
	6 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		23,969,120

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
次期横浜港港湾情報システム開発業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	平成30年度	限度額 49,000千円
次期横浜港港湾情報システム開発プロジェクト管理業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	平成30年度	限度額 3,000千円
山下ふ頭再開発事業に伴う29年度建物移転補償契約の締結に係る予算外義務負担	平成30年度から平成31年度まで	限度額 2,500,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾機能施設等整備費	千円 1,299,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成29会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
山下ふ頭再開発用地造成費	13,366,000	同上	同上	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
港湾施設等整備費金貸付	7,052,100	同上	同上	同上
計	21,717,100			